

専門職大学院制度について

1. 専門職大学院制度の概要 ······	1
2. 専門職大学院制度の創設に至る経緯 ······	2
3. 大学院修士課程と専門職大学院との制度比較 ······	3
参考 1 専門職大学院一覧（法科大学院除く） ······	4
参考 2 平成 18 年度開設予定 専門職大学院一覧 ······	6
参考 3 関係法令等 ······	7
学校教育法（抄） ······	7
専門職大学院設置基準 ······	7
専門職大学院に関し必要な事項について定める件 ······	13

1. 専門職大学院制度の概要

1 目的

- ・学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

2 標準修業年限

- ・2年又は1年以上2年未満の期間とするとともに、教育上の必要に応じて長期在学コース及び短期在学コースも可能。

3 教員

- ・教員は、高度の教育上の指導能力があると認められる者を一定数以上配置。
- ・専任教員のうち、おおむね3割以上は実務家教員。

4 教育方法等

- ・専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成。
- ・実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向の討論・質疑応答などの適切な方法により授業を実施。
- ・学生に対して、授業の方法・内容、授業計画、成績評価基準等を明示し、成績評価等は、基準に従って適切に実施。
- ・教育内容・方法の改善を図るための組織的な取組（ファカルティ・ディベロップメント）を実施。
- ・履修科目の登録の上限を設定。
- ・修了要件の単位数の2分の1を超えない範囲で、単位互換が可能。

5 修了要件

- ・2年（2年以外の標準修業年限の場合は、当該標準修業年限）以上の在学、30単位以上の修得等。
- ・入学前の既修得単位に応じて、標準修業年限の2分の1を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものと見なすことが可能。

2. 専門職大学院制度の創設に至る経緯

○ 平成10年10月 大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」

「高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行う大学院の設置促進」を提言

- ・国際的にも社会の各分野においても指導的な役割を担う高度の専門的な知識・能力を有する者の養成や再学習などに対する期待の高まり



○ 平成11年 9月 大学院設置基準の改正

専門大学院制度の創設

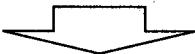
- ・標準修業年限は2年
- ・通常の修士課程の2倍の研究指導教員を配置
- ・通常の修士課程の研究指導教員1人当たりの学生収容定員を2分の1として算出
- ・修了要件として特定課題研究成果の審査
- ・大学院設置基準において、自己点検評価に加えて、外部評価を義務付け
- ・平成14年度までに6大学に6研究科・専攻が設置



○ 平成14年 8月 中央教育審議会答申「大学院における高度専門職業人養成について」

「専門職大学院制度の創設」を提言

- ・専門職大学院は専門大学院の役割を発展させ、修業年限や教育方法、修了要件等の制度を「高度専門職業人養成」という目的に一層適した柔軟で弾力的な仕組みとするもの



○ 平成14年11月 学校教育法の一部改正

○ 平成15年 3月 専門職大学院設置基準の制定

専門職大学院制度の創設

- ・大学院の目的として、高度専門職業人養成を明確化
- ・専門職学位を創設
- ・標準修業年限について、2年又は1年以上2年未満の期間とする
- ・研究指導教員の配置を要せず、研究指導を必須としない
- ・学校教育法において、専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、認証評価を義務付け

※ 平成18年1月現在、ビジネス・MOT分野において19大学20専攻、会計分野において10大学10専攻、公共政策分野において6大学6専攻、他の分野において12大学12専攻の合計34大学48専攻が設置

3. 大学院修士課程と専門職大学院との制度比較

事項	大学院修士課程	専門職大学院(平成15年4月から) (専門職学位課程)	
		専門職学位課程	法科大学院(平成16年4月から)
標準修業年限	・2年	・2年又は1年以上2年未満の期間で各大学が定める。	・3年
修了要件	・修業年限以上の在学	・修業年限以上の在学	・修業年限以上の在学
	・30単位以上の修得	・30単位以上の修得その他の教育課程の履修	・93単位以上
	・研究指導	・必須としない	・必須としない
	・修士論文審査	・必須としない	・必須としない
教員組織	・教育研究上必要な教員を配置	・教育上必要な教員を配置	・教育上必要な教員を配置
	・研究指導教員及び研究指導補助教員を一定数以上配置	・高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を一定数以上配置	・高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を一定数以上配置
	・研究指導教員1人当たりの学生収容定員を分野ごとに規定(人文社会科学系は教員1人あたり学生20人以下)	・教員1人当たりの学生収容定員を修士課程の研究指導教員1人当たりの学生収容定員の4分の3として規定。 (例:人文社会科学系は教員1人あたり学生15人以下)	・教員1人当たりの学生収容定員を修士課程の研究指導教員1人当たりの学生収容定員の4分の3として規定。 (専任教員1人当たり学生15人以下)
	・実務家教員の必置規定なし	・必要専任教員中の3割以上を実務家教員をもって充てる。	・必要専任教員中の2割以上を実務家教員をもって充てる。
	・学部、研究所等の教員等が兼ねることができる。(設置基準の教員数に算入できる。)	・専門職大学院の設置基準に算入する教員は、学部等設置上の教員数に算入できない。ただし学部等の授業科目の担当は可能。(平成25年まで経過措置有り)	・専門職大学院の設置基準に算入する教員は、学部等設置上の教員数に算入できない。ただし学部等の授業科目の担当は可能。(平成25年まで経過措置有り)
具体的な授業方法	—	・事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答	・事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答 ・少人数教育を基本(法律基本科目は50人が標準)
施設設備	・教育研究上必要な講義室、研究室や、機械、器具、また図書等の資料を備える。 (注)校地・校舎は、借地でも可能なケース有り)	・教育研究上必要な講義室、研究室や、機械、器具、また図書等の資料を備える。 (注)校地・校舎は、借地でも可能なケース有り) ・専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができること。	・教育研究上必要な講義室、研究室や、機械、器具、また図書等の資料を備える。 (注)校地・校舎は、借地でも可能なケース有り) ・専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができること。
第三者評価	—	・各分野毎に継続的な第三者評価を義務付け(5年に1回)	・継続的な第三者評価(適格認定)を義務付け(5年に1回)
学位	・「修士(○○)」	・修士や博士とは異なる専門職学位 「○○修士(専門職)」	・修士や博士とは異なる専門職学位 「法務博士(専門職)」

(出典:文部科学省Webサイト)

専門職大学院一覧(法科大学院除く)

【ビジネス・MOT】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	入学定員	位置
国立	小樽商科大学大学院	商学研究科	アントレプレナーシップ専攻	35	北海道
国立	一橋大学大学院	国際企業戦略研究科	経営・金融専攻	85	東京都
国立	筑波大学大学院	ビジネス科学研究科	国際経営プロフェッショナル専攻	30	東京都
国立	東京農工大学大学院	技術経営研究科	技術リスクマネジメント専攻	40	東京都
国立	東京工業大学大学院	イノベーションマネジメント研究科	技術経営専攻	30	東京都
国立	神戸大学大学院	経営学研究科	現代経営学専攻	54	兵庫県
国立	山口大学大学院	技術経営研究科	技術経営専攻	15	山口県
国立	香川大学大学院	地域マネジメント研究科	地域マネジメント専攻	30	香川県
国立	九州大学大学院	経済学府	産業マネジメント専攻	45	福岡県
小計:国立9大学 9専攻				364	
私立	芝浦工業大学大学院	工学マネジメント研究科	工学マネジメント専攻	28	東京都
私立	青山学院大学大学院	国際マネジメント研究科	国際マネジメント専攻	100	東京都
私立	早稲田大学大学院	アジア太平洋研究科	国際経営学専攻	150	東京都
私立		ファイナンス研究科	ファイナンス専攻	125	東京都
私立	東京理科大学大学院	総合科学技術経営研究科	総合科学技術経営専攻	50	東京都
私立	法政大学大学院	イノベーション・マネジメント研究科	イノベーションマネジメント専攻	60	東京都
私立	明治大学大学院	グローバル・ビジネス研究科	グローバル・ビジネス専攻	80	東京都
私立	日本工業大学大学院	技術経営研究科	技術経営専攻	30	東京都
私立	同志社大学大学院	ビジネス研究科	ビジネス専攻	70	京都府
私立	関西学院大学大学院	経営戦略研究科	経営戦略専攻	100	大阪府
株	ビジネス・ブレークスル大学大学院	経営学研究科	経営管理専攻	82	東京都
小計:私立10大学 11専攻				875	

合計:19大学 20専攻

1,239

【会計】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	入学定員	位置
国立	北海道大学大学院	経済学研究科	会計情報専攻	20	北海道
国立	東北大学大学院	経済学研究科	会計専門職専攻	40	宮城県
小計:国立2大学 2専攻				60	
私立	千葉商科大学大学院	会計ファイナンス研究科	会計ファイナンス専攻	70	千葉県
私立	青山学院大学大学院	会計プロフェッショナル研究科	会計プロフェッショナル専攻	80	東京都
私立	早稲田大学大学院	会計研究科	会計専攻	100	東京都
私立	中央大学大学院	国際会計研究科	国際会計専攻	100	東京都
私立	法政大学大学院	イノベーション・マネジメント研究科	アカウンティング専攻	50	東京都
私立	明治大学大学院	会計専門職研究科	会計専門職専攻	80	東京都
私立	関西学院大学大学院	経営戦略研究科	会計専門職専攻	100	兵庫県
株	LEC東京リーガルマインド大学大学院	高度専門職研究科	会計専門職専攻	60	東京都
小計:私立8大学 8専攻				640	

合計:10大学 10専攻

700

【公共政策】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	入学定員	位置
国立	北海道大学大学院	公共政策学教育部	公共政策学専攻	30	北海道
国立	東北大学大学院	法学研究科	公共法政策専攻	30	宮城県
国立	一橋大学大学院	国際・公共政策教育部	国際・公共政策専攻	55	東京都
国立	東京大学大学院	公共政策学教育部	公共政策学専攻	100	東京都
小計:国立4大学 4専攻				215	
私立	早稲田大学大学院	公共経営研究科	公共経営学専攻	50	東京都
私立	徳島文理大学大学院	総合政策研究科	地域公共政策専攻	10	徳島県
小計:私立2大学 2専攻				60	

合計:6大学 6専攻 275

【公衆衛生等】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	入学定員	位置
国立	京都大学大学院	医学研究科	社会健康医学系専攻	22	京都府
国立	九州大学大学院	医学系学府	医療経営・管理学専攻	20	福岡県
小計:国立2大学 2専攻				42	

合計:2大学 2専攻 42

【知的財産】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	入学定員	位置
私立	東京理科大学大学院	総合科学技術経営研究科	知的財産戦略専攻	80	東京都
私立	大阪工業大学大学院	知的財産研究科	知的財産専攻	30	大阪府
小計:私立2大学 2専攻				110	

合計:2大学 2専攻 110

【その他】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	入学定員	位置
国立	東京大学大学院	工学系研究科	原子力専攻	15	茨城県
国立	九州大学大学院	人間環境学府	実践臨床心理学専攻	30	福岡県
小計:国立2大学 2専攻				45	
私立	天使大学大学院	助産研究科	助産専攻	40	北海道
私立	日本社会事業大学大学院	福祉マネジメント研究科	福祉マネジメント専攻	80	東京都
私立	京都情報大学学院大学	応用情報技術研究科	ウェブビジネス技術専攻	80	京都府
私立	宝塚造形芸術大学大学院	デザイン経営研究科	デザイン経営専攻	40	兵庫県
私立	神戸情報大学学院大学	情報技術研究科	情報システム専攻	45	兵庫県
株	デジタルハリウッド大学院大学	デジタルコンテンツ研究科	デジタルコンテンツ専攻	80	東京都
小計:私立6大学 6専攻				365	

合計:8大学 8専攻 410

合計:34大学 48専攻 2,776

< 参考 2 >

(文部科学省作成資料)

平成 18 年度開設予定 専門職大学院一覧

(平成 17 年 12 月認可)

【会計】

区分	大学院名	研究科・専攻名	入学定員 (人)	位 置
私立	愛知大学大学院	会計研究科 会計専攻	35	愛知県
私立	関西大学大学院	会計研究科 会計人養成専攻	70	大阪府
私立	甲南大学大学院	ビジネス研究科 会計専攻	30	兵庫県
会 計		3大学 3専攻	135	

【ビジネス・MOT】

国立	新潟大学大学院	技術経営研究科 技術経営専攻	20	新潟県
国立	長岡技術科学大学大学院	技術経営研究科 システム安全専攻	15	新潟県
国立	京都大学大学院	経営管理教育部 経営管理専攻	60	京都府
私立	事業創造大学院大学	事業創造研究科 事業創造専攻	80	新潟県
私立	南山大学大学院	ビジネス研究科 ビジネス専攻	50	愛知県
私立	立命館大学大学院	経営管理研究科 経営管理専攻	100	滋賀県・京都府
株立	グロービス経営大学院大学	経営研究科 経営専攻	40(東京) 20(大阪)	東京都 大阪府
株立	LCA大学院大学	企業経営研究科 企業経営専攻	70	大阪府
ビジネス・MOT 8大学 8専攻			455	

【公共政策】

国立	京都大学大学院	公共政策教育部 公共政策専攻	40	京都府
公共政策 1大学 1専攻			40	

【教育】

株立	日本教育大学院大学	学校教育研究科 学校教育専攻	120	東京都
教 育 1大学 1専攻			120	

【映像・コンテンツ】

私立	映画専門大学院大学	映画プロデュース研究科 映画プロデュース専攻	80	東京都
映像・コンテンツ 1大学 1専攻			80	

【その他】

公立	産業技術大学院大学	産業技術研究科 情報アーキテクチャ専攻	50	東京都
私立	文化ファッショングループ大学院大学	ファッショングループ研究科 ファッショングループ専攻	50	東京都
私立	文化ファッショングループ大学院大学	ファッショングループ研究科 ファッショングループ専攻	30	東京都
その他の大学院		2大学 3専攻	130	

合 計	15大学 17専攻	960	
(内訳)	国立 3大学 4専攻	135	
公立	1大学 1専攻	50	
私立	8大学 9専攻	525	
株立	3大学 3専攻	250	

< 参考 3 >

関係法令等

学校教育法（抄）

（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

最終改正年月日：平成一六年五月二一日法律第四九号

第六十五条

- ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととするものは、専門職大学院とする。

専門職大学院設置基準

（平成十五年三月三十一日文部科学省令第十六号）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六条）第三条、第八条、第八十八条の規定に基づき、専門職大学院設置基準を次のように定める。

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 教員組織（第四条・第五条）

第三章 教育方法等（第六条—第十四条）

第四章 課程の修了要件（第十五条・第十六条）

第五章 施設及び設備等（第十七条）

第六章 法科大学院（第十八条—第二十五条）

第七章 雜則（第二十六条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 専門職大学院の設置基準は、この省令の定めるところによる。

2 この省令で定める設置基準は、専門職大学院を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 専門職大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることをもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

(専門職学位課程)

第二条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととする。

2 専門職学位課程の標準修業年限は、二年又は一年以上二年未満の期間（一年以上二年未満の期間は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限る。）とする。

(標準修業年限の特例)

第三条 前条の規定にかかわらず、専門職学位課程の標準修業年限は、教育上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が二年の課程にあっては一年以上二年未満の期間又は二年を超える期間とし、その標準修業年限が一年以上二年未満の期間の課程にあっては当該期間を超える期間とすることができる。

2 前項の場合において、一年以上二年未満の期間とすることができますのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

第二章 教員組織

(教員組織)

第四条

専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。

第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 - 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 2 前項に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条に規定する教員の数に算入できないものとする。
- 3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。

第三章 教育方法等

(教育課程)

第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業を行う学生数)

第七条 専門職大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(授業の方法等)

第八条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

2 大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準第二十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

第九条 専門職大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第三条中面接授業又はメディアを利用して行う授業に関する部分、第四条並びに第五条第一項第三号及び第二項の規定を準用する。

(成績評価基準等の明示等)

第十条 専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第十一条 専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修科目の登録の上限)

第十二条 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第十三条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第十四条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第一項及び第二項の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

第四章 課程の修了要件

(専門職学位課程の修了要件)

第十五条 専門職学位課程の修了の要件は、専門職大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、当該専門職大学院が定める三十単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

(専門職大学院における在学期間の短縮)

第十六条 専門職大学院は、第十四条第一項の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第六十七条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるとときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。

第五章 施設及び設備等

(専門職大学院の諸条件)

第十七条 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。

第六章 法科大学院

(法科大学院の課程)

第十八条 第二条第一項の専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、法科大学院とする。

2 法科大学院の課程の標準修業年限は、第二条第二項の規定にかかわらず、三年とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとすることができる。

(法科大学院の入学者選抜)

第十九条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

第二十条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第二十一条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第十三条第一項の規定にかかわらず、三十単位を超えない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第二十二条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場

合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項及び第二項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（法科大学院の課程の修了要件）

第二十三条 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、九十三単位以上を修得することとする。

（法科大学院における在学期間の短縮）

第二十四条 法科大学院は、第二十二条第一項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第六十七条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

（法学既修者）

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第二十三条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えないものとする。
- 3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第二十一条第一項及び第二項並びに第二十二条第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

第七章 雜則

（その他の基準）

第二十六条 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第九条の二、第十二条、第十三条を除く。）の定めるところによる。

- 2 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、専門職大学院に関し必要な事項については、文部科学大臣が別に定める。

附則

- 1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 第五条第一項に規定する専任教員は、平成二十五年度までの間、第五条第二項の規定にかかわらず、第五条第一項に規定する教員の数の三分の一を超えない範囲で、大学設置基準第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第九条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第九条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、第五条第一項に規定する専任教員の数のすべてを算入することができるものとする。
- 3 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第十五号）第七条による改正前の大学院設置基準第三十一条に定める大学院の課程のうち大学院設置基準の一部を改正する省令（平成十一年文部省令第四十二号）附則第五項の規定により大学設置基準第十三条に規定する専任教員の数に算入される教員をもってその教員の一部とするものが専門職学位課程となる場合にあっては、平成十六年度までの間に限り、第五条第二項の規定にかかわらず、大学設置基準第十三条に規定する専任教員の数に算入される教員をもって専門職大学院の教員の一部とすることができる。

専門職大学院に関し必要な事項について定める件

（平成十五年文部科学省告示第五十三号）

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第五条第一項、同条第三項、第十九条及び第二十六条第二項の規定に基づき、専門職大学院に関し必要な事項について次のように定め、平成十五年四月一日から施行する。

なお、平成十一年文部省告示第百七十七号（高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を専ら養うことを目的とする修士課程に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）は、廃止する。

（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）

第一条 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第百七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき一人の専任教員を置くものとする。

2 前項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について

一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。

- 3 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授でなければならない。

(専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員)

第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。

- 2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。
- 3 法科大学院に対する前二項の規定の適用については、これらの項中「おおむね三割」とあるのは「おおむね二割」と読み替えるものとする。
- 4 法科大学院においては、第一項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、法曹としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

(法科大学院の入学者選抜)

第三条 法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上となるよう努めるものとする。

- 2 法科大学院は、前項の割合が二割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するものとする。

(法科大学院の収容定員)

第四条 法科大学院においては、法学既修者を入学させるかどうかにかかわらず、その収容定員は当該法科大学院の入学定員の三倍の数とする。

(法科大学院の教育課程)

第五条 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- 一 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
 - 二 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）
 - 三 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）
 - 四 展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。）
- 2 法科大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、学生の授

業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。

(法科大学院の授業を行う学生数)

第六条 法科大学院は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本とする。

2 前項の場合において、法律基本科目の授業については、五十人を標準として行うものとする

(法科大学院の履修科目の登録の上限)

第七条 法科大学院の学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、一年につき三十六単位を標準として定めるものとする。